

2011(平成23)年度 法学既修者入学試験問題

刑 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙をふくめて4ページで、問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示を待って行うこと。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

平成 20 年 1 月 26 日、西新 花子 は、知人の 藤崎 太郎 に、半年後に返済する約束で 10 万円を貸与したが、太郎は期日を過ぎても一向に返済しようとはしなかった。そこで、同年 9 月 16 日、花子は太郎のアパートに乗り込んで返済を迫った。「返したいけれども金がない」という太郎に対して、花子が、太郎の父親の財産に目をつけ、父親の金を持ち出してでも返すように強く迫ったところ、太郎は「実家に現金はないし、仮に、預金通帳と印鑑を持ち出しても、最近は、本人確認がうるさくて預金をおろせない」と答えた。花子は、自分がよく行く甲郵便局では、20 万円までの貯金払い戻し請求に関しては、請求者が「免許証もパスポートも持っていない」と言う健康保険証の提示だけで本人確認をしていることを説明し、「通帳や印鑑と一緒にお父さんの健康保険証を持ち出して、お父さん本人のふりをして甲郵便局でおろせばいい」などと申し向け、不正行為を行ってでも、自分の貸した金を弁済するように迫った。太郎は、他に金策のあてがないことから、この際それもやむを得ないと考えて了承した。

翌日、太郎は、実家の父 藤崎 一太郎 宅に戻り、一太郎を被保険者とする福岡市の記名及び公印のある国民健康保険被保険者証と同人の貯金通帳、及び印鑑を持ち出した。自分のアパートに戻って健康保険被保険者証を子細に見ると、今年で 73 歳になる父の生年月日が「昭和 10 年 1 月 24 日」と記載されていたので、このままでは 43 歳の自分が使うと不審に思われかねないので生まれた年を改ざんする必要があると考え、細書きサインペンを用いて生年月日欄の「昭和 10 年」の「1」を「4」に書き直した。そして、翌 9 月 18 日、それらを持って甲郵便局に出向き、貯金払い戻し請求書の氏名欄に「藤崎一太郎」、請求金額欄に「20 万円」と記載して押印し、改ざんした被保険者証とを共に提出して、払い戻し請求したところ、「顔写真付きの証明書をお持ちじゃないですか」と尋ねられたので、「運転免許証もパスポートも持っていない。取ったこともない」と答えた。すると、職員は「わかりました。保険証のコピーを頂いてもいいですか」と言うので、「はい」と答えると、番号札を渡され、数分後に番号を呼ばれて、窓口で番号札と引き換えに現金 20 万円と保険証を受け取った。翌日、太郎は花子の許に訪れ、引き出した 20 万円から 10 万円を借金の弁済として交付し、残る 10 万円は自分の遊興費として費消した。

太郎 及び 花子 の罪責を論じなさい。ただし、実家からの貯金通帳等の持ち出し（住居侵入および窃盗）の点については検討する必要はない。

余白

